

主要国における特許異議の申立て制度の有無とその要件等について

	JP	US	EP	CN	KR	TW
特許異議申立制度の有無と名称	○(あり) 特許異議の申立て	○(あり) PGR: Post Grant Review	○(あり) Opposition	×(なし) 1993年から廃止。	×(なし) 2007年から廃止。 2016年以降に再 導入の議論あり。	×(なし) 2004年から廃止。
請求人適格	何人も(匿名不可) 法113条柱書き	第三者(匿名不可) AIA 321条(a)	第三者(匿名不可) EPC Article 99(1)	/	/	/
請求対象	特許掲載公報の発行日が 2015年4月1日以降の特許	改正特許法(AIA:America Invents Act)の適用を受けた特許	EP特許(全ての指定国が対象) EPC Article 99(1)			
請求できる時期	特許掲載公報の発行日から 6ヶ月以内 法113条柱書き	特許発行日から9ヶ月以内 AIA 321条(c)	EP特許の付与の言及 (mention of the grant)から9ヶ月以内 EPC Article 99(1)			
請求できる理由	原則、審査段階の拒絶理由と同じだ が、形式的な理由や権利帰属に 関する理由は除く 法113条1号から5号	原則、審査段階の拒絶理由と同じだ が、ベストモード開示義務違反は除く AIA 321条(b)	原則、審査段階の拒絶理由と同じだ が、形式的な理由は除く EPC Article 100			
決定に対する不服申立手段	特許維持決定に対しては、 不服申立は不可 特許取消決定に対しては、 知財高裁に出訴可 法114条5項、法178条1項	連邦控訴裁判所(CAFC: Court of Appeals for the Federal Circuit)に 出訴可 AIA 329条	EPOの審判部に審判請求が可能 EPC Article 106(1)			
請求時の庁費用	16,500円 + 2,400円 × 異議対象クレーム数	12,000ドル(20クレームまでの基本手 数料、実体審理移行時に別途費用18,000ド ル/15クレームまでの基本手数料が必要)	775ユーロ(基本手数料)			
その他	一事不再理の適用なし	禁反言の規定あり AIA 325条(e)	異議手続における決定は、全ての 指定国に及ぶ EPC Article 99(2)			